

- 3) 日本の将来推計人口……………山口喜一（人口問題研究所）
4) 人口推計の方法についての省察……………岡崎陽一（人口問題研究所）
（山口喜一記）

昭和50年国勢調査の大綱

昭和50年10月1日午前零時現在において、大正9年の第1回国勢調査から数えて第12回目の国勢調査が実施された。国勢調査は、国内の人口の実態を把握し、もって各種行政施策その他の基礎資料としようとする目的の下に行なわれるもので、実施機関は総理府統計局である。

国勢調査は、統計法第4条の規定に基づき5年ごとに実施されることになっているが、今回の調査は同条第2項本文の規定による10年回帰のいわゆる「簡易調査」であり、調査項目は前回の昭和45年国勢調査に比べると6項目少ない次の16項目となっている。

- (1) 氏名
- (2) 世帯主との続柄
- (3) 男女の別
- (4) 出生の年月
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 就業状態
- (8) 従業上の地位
- (9) 勤め先・業主などの事業の種類（産業）
- (10) 本人の仕事の種類（職業）
- (11) 従業地または通学地
- (12) 世帯の種類
- (13) 世帯人員
- (14) 住居の種類
- (15) 居住室数
- (16) 居住室の畳数

以上の項目のうち、(1)から(6)までは第1回調査以来おおむね毎回調査されてきた基本的な事項であり、(7)から(10)までは、産業、職業などの人口の経済活動の状況を知るための事項として、戦後は毎回調査されてきている。なお、大規模調査であった前回の昭和45年に調査された教育、結婚年数、今までに生んだ子供数、利用交通手段、現住居への入居時期、および家計の収入の種類は、今回は調査されなかった。

調査の対象は、昭和50年10月1日午前零時現在に国内に常住するすべての人で、その人が通常住んでいる場所で、世帯ごとに調査された。わが国に常住する外国人も調査されるが、外国軍隊の軍人・軍属および外交関係職員ならびにそれらの家族は調査対象から除外される。なお、ここで「常住する人」というのは、その場所に10月1日現在すでに3か月以上住んでいるか、10月1日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている人を言う。このような意味でのふだん住んでいる場所が無い人は、10月1日現在居る場所で調査される。

調査の範囲は本邦の全域であるが、わが国の行政権が及ばない北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島）ならびに竹島（東経131度52分30秒、北緯37度15分に在る）は除外されている。

調査の主管官庁は総理府統計局であるが、その実施は、都道府県－市町村を通じて全国で67万人に上る調査員が動員された。また、今回の国勢調査の予算総額は昭和50年度だけで140億円に上ると言われる。

調査票は、マークシート形式の4名連記の世帯票様式であり、世帯主または世帯の代表者が所定のマーク

および文字または数字で所定の事項を記入するもので、文字または数字で記入された事項については、世帯の記入に基づいて国勢調査員が所定のマークを記入する方法が採られた。従来の国勢調査では、調査実施後、全国の人口構造の詳細が明らかにされるまでに1年以上を要していたが、今回の調査では、この方式の導入によってそれが約6か月に短縮されるものと見込まれている。

集計の区分は、(1)全国、都道府県および市区町村別の男女別人口および世帯概数の集計、(2)世帯名簿による全国、都道府県および市区町村別の総人口の集計、(3)速報集計、(4)全数集計、(5)従業地・通学地集計、(6)抽出詳細集計によって行なわれる。(3)から(6)の集計のうち、全数集計は全調査票を用いて集計され、従業地・通学地集計は主として全調査票を用い、一部は全調査票のなかから抽出した調査票を用いて集計され、速報集計および抽出詳細集計は全調査票のなかから抽出した調査票を用いて集計される。

結果の公表は、まず(1)全国、都道府県および市区町村別の男女別人口および世帯数の速報(概数)が本年12月中に公表され、(2)世帯名簿による全国、都道府県および市区町村別の総人口が明年、昭和51年6月中旬までに官報に公示され、次いで、(3)全数集計結果のうち、全国都道府県および市区町村別の総人口が明後52年5月中旬までに官報に公示される。(4)速報集計のうち、1%抽出集計による速報集計結果は、明51年3月末日までに、20%抽出集計による速報集計結果は同年8月末日までに、それぞれ結果報告書等をもって公表される。(5)全数集計結果は、集計の完了した都道府県ごとに逐次結果報告書等をもって公表され、全国結果の公表は昭和52年8月末日までに完了する予定である。(6)従業地・通学地集計結果は、全調査票を用いて集計される分については52年12月末日まで、抽出した調査票を用いて集計される分については、53年9月末日までに結果報告書等をもって公表される。また、(7)抽出詳細集計結果は、同じく53年9月末日までに結果報告書等をもって公表される。以上の集計に予定されている統計表は、あわせて3万ページを超える膨大なものになると見込まれている。

(山口喜一記)